

正解

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(3)	(5)	(1)	(1)	(4)	(2)	(1)	(1)	(5)	(5)

1 憲法 15 条 正解 (3)

- (1) 正しい。判例は、立候補の自由と選挙権を表裏の関係にあるものとしてとらえ、立候補の自由は、憲法 15 条 1 項が保障するとしている（最大判昭 43・12・4）。
- (2) 正しい。枝文のとおり（最判昭 25・11・9）。
- (3) 誤り。憲法 15 条 1 項の規定は、必ずしも、すべての公務員を国民が直接に選定し、罷免すべきだとの意味を有するものではない（最大判昭 24・4・20）。国民が直接に選定する公務員の具体例としては、国会議員が挙げられる。これに対して、国民が間接に選定する公務員の具体例としては、内閣総理大臣が挙げられる。
- (4) 正しい。憲法 15 条 3 項。
- (5) 正しい。憲法 15 条 4 項後段。

2 裁判の公開 正解 (5)

- (1) 正しい。裁判の公開を定める憲法 82 条 1 項は、裁判の対審「及び」判決は、公開法廷でこれを行うと定める。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。枝文のとおり（最大判平元・3・8）。
- (4) 正しい。枝文のとおり（最大決昭 41・3・2）。
- (5) 誤り。憲法 82 条 2 項本文は、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、「対審」は、公開しないで行うことができると規定している。

3 国家賠償法 2 条 正解 (1)

- (1) 誤り。管理の主体は国又は公共団体であるが、その管理権は、法律上の根拠に基づくことを要せず、事実上管理する場合を含む。
- (2) 正しい。国賠法 2 条 1 項。
- (3) 正しい。枝文のとおり（最判昭 45・8・20）。
- (4) 正しい。枝文のとおり（最判昭 45・8・20）。
- (5) 正しい。国賠法 2 条 2 項。

4 地方公共団体 正解 (1)

- (1) 誤り。 普通地方公共団体の議会には、自治法 100 条 1 項に定められている調査権が認められている。しかし、逮捕や捜索・差押えといった強制措置を執ることまでは認められない。
- (2) 正しい。 自治法 130 条 1 項。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 自治法 112 条 1 項ただし書。
- (5) 正しい。 自治法 179 条 1 項。

5 狭義の共犯

正解 (4)

- (1) 正しい。 刑法 61 条 1 項。
- (2) 正しい。 刑法 62 条 2 項。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 26・12・6)。
- (4) 誤り。 正犯を幫助する方法は、凶器の貸与等の有形的な方法に限られず、正犯者の激励等の無形的な方法も含むとされる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

6 恐 喝

正解 (2)

- (1) 正しい。 刑法 249 条 2 項。
- (2) 誤り。 恐喝罪の手段である「恐喝」とは、財物または財産上の利益を交付させる手段としてなされる暴行・脅迫であって、被害者の反抗を抑圧するに至らない程度のものをいう。なお、強盗罪の場合には、被害者の反抗を抑圧するに足る程度の暴行・脅迫でなければならない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (大判大正 11・11・22)。なお、脅迫罪・強要罪にいう「脅迫」の場合は、加害の対象が相手方または相手方の親族に限られる。
- (4) 正しい。 権利の実行がその権利の範囲内であり、かつ、その方法が社会通念上一般に忍容すべきものと認められる程度を超えない限りは、違法とはならないものの、その範囲程度を逸脱するときは違法となり、恐喝罪が成立する余地がある (最判昭 30・10・14)。
- (5) 正しい。 恐喝罪が成立するには、恐喝の手段によって被害者が畏怖しなければならない。

7 逃走の罪

正解 (1)

- (1) 誤り。 単純逃走罪 (刑法 97 条) の主体は、「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」であるから、逮捕されたにすぎない者は、本罪の主体とならない。
- (2) 正しい。 刑法 98 条。勾引とは、裁判所が被告人、証人等について一定の場所に引致する裁判をいい、勾引状とは、その執行のための令状をいう。

- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (佐賀地判昭 35・6・27)。なお、通謀して1人だけ逃走したときは、逃走した者につき単純逃走罪が成立し、通謀者は逃走援助罪が成立する。
- (5) 正しい。 刑法 100 条 1 項。

8 写真・ビデオ撮影 正解 (1)

- (1) 誤り。 何人も承諾なくしてみだりにその容ぼう等を撮影されない自由が保障されているものの、これのみを侵害する撮影は、任意捜査 (刑訴法 197 条 1 項本文) として、許容され得る (最決昭 51・3・16、最決平 20・4・15)。
- (2) 正しい。 判例は、枝文のような場合、通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所における撮影であって、適法な捜査活動としてしている (最決平 20・4・15)。
- (3) 正しい。 判例は、当該現場において犯罪が発生する相当程度の蓋然性が認められる場合には、将来の犯罪に向けた証拠収集として撮影が適法に行えるとする (東京高判昭 63・4・1)。
- (4) 正しい。 枝文のような場合、憲法 13 条に由来するみだりに撮影されない自由が侵害されることに加えて、住居の平穩を害し憲法 35 条の保障をも侵害するものであるから、強制処分として、無令状で行うことはできない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 61・2・14)。

9 通常逮捕 正解 (5)

- (1) 正しい。 刑訴法 199 条 1 項、同条 2 項。
- (2) 正しい。 刑訴規則 143 条の 3。
- (3) 正しい。 刑訴法 199 条 3 項、刑訴規則 142 条 1 項 8 号。
- (4) 正しい。 通常逮捕の要件である逮捕の理由は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」(刑訴法 199 条 1 項、同条 2 項) であるのに対し、緊急逮捕の場合には、「罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由」(刑訴法 210 条 1 項) とされている。
- (5) 誤り。 逮捕に当たっては、被疑者に逮捕状を示すのが原則であるが (刑訴法 201 条 1 項)、被疑者を発見した警察官が逮捕状を所持していないためこれを示すことができない場合において、緊急を要するときは、被疑事実の要旨および逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕し、その後できる限り速やかに逮捕状を示せば足りる (刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項)。

10 勾留 正解 (5)

- (1) 正しい。 刑訴法 207 条 1 項ただし書。

- (2) 正しい。 刑訴法 208 条 1 項。
- (3) 正しい。 刑訴法 87 条 1 項。
- (4) 正しい。 刑訴法 95 条。
- (5) 誤り。 逮捕手続に重大な違法があった場合には、これを前提とする勾留請求は却下される。なお、実質的な身柄拘束の時点で緊急逮捕が可能であり、全体として逮捕の制限時間が遵守されている事案においては、逮捕の違法は、勾留請求を却下するほど重大ではないと判断されている。